

大分県弁護士会にはハラスメントに関する相談制度があります

大分県弁護士会には「ハラスメントの防止に関する規程」があります。

弁護士業務や弁護士会の会務等においてハラスメントが発生した場合、ハラスメント相談窓口を利用することができます。

1. どんな行為が問題になるの？

★「セクシャルハラスメント」とは、他人に不快を感じさせる性的な言動をいいます。親しさを表す言動のつもりであったとしても、相手が不快に感じればそれはセクハラと評価され得ます。

例) ・身体的特徴や容姿の善し悪しを話題にする ・食事等にしつこく誘う

・「男のくせに」「女性らしくスカートを履いてほしい」「(会議などの場に) 女性がいないと寂しい」等の発言をする

・恋愛の対象や交際相手が必ず異性であることを前提に、「彼女いないのか」、「まだ結婚しないのか」などと私的な人間関係について質問する

・性自認や性的指向を聞き出そうとする

・「おかま」「ホモ」「おネエっぽい」等性自認や性的指向を揶揄するような発言をする 等。

★「パワーハラスメント」とは、職場における地位や人間関係などの優位性を背景に、職務等の適正な範囲を超えて、精神的または身体的な苦痛を与える言動をいいます。

例) ・気に入らない部下への嫌がらせのために、仕事を与えない

・業務の遂行への必要なもの以上の長期間の叱責や、同僚の面前で人間性を否定する等の罵倒を行う

・職場外で事務職員を継続的に監視したり、私物を写真撮影したりする

・特に指導されないまま、知らない業務を大量に押し付けられ、質問しても無視される 等。

2. ハラスメント相談窓口を利用できるのは誰？

(1)大分県弁護士会に登録している弁護士

(2)大分県弁護士会に雇われるなどして働いている方

(3)大分県弁護士会に登録している弁護士もしくは弁護士法人に雇われるなどして働いている方

(4)大分県弁護士会で弁護士修習をしている司法修習生、大分県弁護士会または大分県弁護士会に登録している弁護士もしくは弁護士法人の事務所で研修している方

(5)過去、(1)～(4)のいずれかにあてはまっていたことがある方

3. 誰からの、どんな場合の行為について相談できるの？

大分県弁護士会の弁護士からの行為です。事務所における活動、弁護士会等における活動におけるハラスメントについて相談できます。また、勤務時間内に限らず、歓送迎会や忘年会等の飲み会、弁護士会の行事など、職場の人間関係がそのまま持続する場で行われた場合も相談できます。

4. 相談したことは加害者に知られるの？

相談しただけでは、原則として、相談の内容が相談員以外に知られることはありません。

相談の際、相談員からアドバイスを受けて解決方法を見いだせたような場合は、相談者だけで手続を終わらせることもできます。その場合は、加害者にも報告はなされません。

被害者が、単なる相談では解決できないと判断し、「きちんと調査をして欲しい」という申出をした場合には、調査委員会が招集されます。そうすると、加害者側からの聴取も必要になりますし、場合によっては第三者（職場の他の職員など）の聴取がなされることもあります。

5. 相談したことでかえって困ることにはならないの？

被害者がハラスメントを拒絶したり、抗議したり、相談を利用したことによって、その被害者を不利益に扱ってはいけなくと規定されています。悩んでいたら、心配せずに、まずは相談してみてください。

6. 相談の申し出の方法

その1 当会のホームページから相談申込用メールを送る方法

大分県弁護士会のホームページ上に、ハラスメント相談用メールフォームが設置されています。

必要事項を記入して、送信してください。担当副会長が開いて確認します（他の弁護士や職員は確認できませんので、ご安心ください）。

★大分県弁護士会ホームページアドレス <https://www.oitakenben.or.jp/>

その2 相談員に直接電話やメールなどで相談を申し込む方法

どの相談員に申込みをしても構いません。→ 「10. ハラスメント相談員名簿」参照

7. 相談の流れ→「11. 手続きの流れをみてみましょう！」参照

相談の申出後、相談員は相談申込者から電話または面談にて相談を受けます。

その結果、4でご説明したとおり、アドバイスをするなどの相談で終了することもありますし、相談申出者が希望した場合には、調査委員会が招集され、調査が行われます。

いずれの手続も、相談員や調査委員会には守秘義務がありますし、相談の内容などが第三者に漏れることはありません。

8. 調査委員会とは？

調査委員会は、相談ごとに会長が選任した者（副会長から一人以上、会員から二人以上）で構成されます。調査委員会では、相談者だけではなく加害者とされる者や目撃者など関係者からの聴取等を行い、事実関係を調査し、調査結果に基づいて必要かつ適切な措置を行います。

9. 調査した結果はどうなるの？

調査委員会は、調査に基づいて、措置を取るべきか、取るとすればどのような措置を取るべきか、に

ついて決定します。措置の内容は、当事者（加害者・被害者）への助言や指導をしたり、双方の調整を図るようなあっせんをしたりします。措置を取る必要がないと判断した場合でも、当事者には報告されます。

10. ハラスメント相談員名簿（2025年4月時点）

ハラスメント相談員	事務所電話番号
（大分市）	
岩 崎 哲 朗	097-537-1200
石 井 久 子	097-543-4675
内 田 精 治	097-535-8011
田 中 朋 子	097-573-3520
津 島 成 治	097-574-9075
岡 田 壮 平	097-576-9107
宇都宮 妙	097-574-8800
今朝丸 貴	097-574-9088
古 田 奈 々	097-537-3092
石 川 梓	097-533-5517
栗 田 圭	097-534-5520
宮 本 諭	097-537-3092
平 松 まゆき	097-535-7686
板 井 優 作	097-554-4510
（中津市）	
西 畑 修 司	0979-26-0300
（日田市）	
梅 木 自 敬	0973-22-2625

11. 手続の流れをみてみましょう！

